

平成 2 6 年 生 駒 市 教 育 委 員 会

第 3 回 定 例 会 議 案

平成 2 6 年 3 月 2 4 日

生 駒 市 教 育 委 員 会

平成26年生駒市教育委員会(第3回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第4号	第2回小中一貫校準備会議における意見について	1～2
議案第11号	平成26年生駒市議会第1回(3月)定例会提出議案の意見について	3
議案第12号	平成26年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について	4～9

報告第4号

第2回小中一貫校準備会議における意見について

第2回小中一貫校準備会議で出された意見について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別紙のとおり報告する。

平成26年3月24日提出

生駒市教育委員会

教育長 早川英雄

小中一貫校準備会議における意見について

施設一体型小中一貫校の設置につきまして、関係者のご意見を伺うために、懇話会に引き続き小中一貫校準備会議を設置し、1月31日、3月12日の2回開催いたしました。

その第1の協議事項として、この構想の当初からご意見のあった「生駒北小学校、中学校のどちらの場所が小中一貫校に適しているか」についてご意見を伺いました。

保護者、地域自治会、学校関係者の代表は、各所属の意見を集約され、去る3月の第2回の会議において、通学路の安全を確保することとした上で、現在の生駒北中学校の敷地に小中一貫校を設置するほうがよいという意見でございました。

この準備会議の意見をふまえ、最初に提案した高山スーパースクールゾーン構想の配置計画である小学校側に一貫校を設置するという計画を変更したいと考えております。

議案第 1 1 号

平成 2 6 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案の意見について

平成 2 6 年生駒市議会第 1 回（3 月）定例会提出議案について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 2 9 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

平成 2 6 年 3 月 2 4 日 提出

生駒市教育委員会

教育長 早 川 英 雄

提出議案

- ・平成 2 5 年度生駒市一般会計補正予算（第 6 回）（追加提案）
- ・篤志寄附基金条例の一部を改正する条例の制定について（追加提案）
- ・財産の取得について（追加提案）

議案第 12 号

平成 26 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について

平成 26 年度生駒市社会教育基本方針及び重点目標について、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 3 条の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 26 年 3 月 24 日

生駒市教育委員会

教育長 早 川 英 雄

平成 2 6 年度

「生駒市社会教育基本方針及び重点目標」

生駒市教育委員会

1 社会教育における法的背景と現状等について

科学技術のめざましい進歩による情報化や国際化の進展、少子高齢化など、社会の急激な変化とともに、価値観の多様化や団塊の世代の大量定年退職など、私たちを取り巻く社会は大きな変革期を迎えています。社会教育に求められる役割や機能も今後ますます増大し、複雑、多岐に及んでいます。

この社会の急激な変化に対応すべく、平成18年12月に教育基本法（平成18年法律第120号）が改正され、「生涯学習の理念」が第3条に規定されました。今後の生涯学習の推進には、多様な学習機会の提供のみならず、学習成果が適切に活かされる知的循環社会の実現を図ることが大きな課題とされています。また、同法第12条において「社会教育」は、個人の要望や社会の要請に応え、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない、とされています。

さらに、同法第10条において「家庭教育の重要性」、第13条において「家庭及び地域住民の連携協力の必要性」を新たに規定し、今後の社会教育再構築の重要課題としています。

一方、本市の現況は、昭和46年の市制発足以来、豊かな自然と調和をはかりながら住宅都市として急速に発展してきました。

しかし、昨今の少子高齢社会の到来と、長引く景気低迷や団塊世代の一斉退職等の現況は、市税収の圧迫という厳しい事態を生み出しています。

これからの施策の遂行に当っては、こうした市財政の今日的課題と対峙しながら今までの行政機関中心から、個人、団体、市民の行政への参画、官民一体・協働への転換等々、新たな展開が今求められています。

2 基本方針

こういった現状を踏まえ、わたしたち一人ひとりがその全生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において、自発的かつ自己責任のもと、生涯学習（スポーツを含む。）ができるよう今後の社会教育を推進していきます。自己実現を図ることができる環境整備に努め、「いきいきと楽しく、心ふれあう、まなびの都市（まち）・生駒」を実現するよう努めるとともに、関西一魅力的な住宅都市を目指して諸施策を展開していきます。

3 重点目標

(1) 生涯学習の環境整備について

基本方針を実現するためには学習環境整備を行い、より効率的な行政運営を検討していく必要があります。このことから、学習成果の社会還元化や団塊の世代の有識者等の活用化を図るため、生涯学習まちづくり人材バンクの活用・発掘がますます重要となってきました。

多様な学習活動に対応するため、人材バンクの登録や情報提供に努めるとともに、市民の学習活動への支援を行います。

(2) 生涯学習施設の効率的な運営について

生涯学習の理念でもある住民の自主参加を促進していくためには、地域の生涯学習活動の拠点である生涯学習施設の利用を拡充する必要があります。とりわけ、増築・改修工事を終え、利便性を増したたけまるホールの利用促進に努めます。さらに、生涯学習施設の指定管理者との連携を深め、各施設がいつでも利用しやすく、また効率的に活用されるように努めていきます。

(3) 図書館の運営について

子どもの健やかな成長の糧となるように、学校、ボランティア、家庭と連携して、学校図書館の活性化を含め、子どもの読書活動を推進していきます。また、生涯学習の拠点の一つとして、人と本との出会いの場、人と人がふれあいを深めることのできる場となることを目指し、図書館、分館、図書室が連携して、誰もが利用しやすい図書館の実現に向けて環境整備を進めていきます。平成26年春に（仮）生駒駅前図書室を開室し、駅前の利便性を活かし、多世代が集う新たなにぎわいを創出する図書室となるようにします。

(4) 文化財保護について

文化財の各調査の整合と充実を図り、資料の整備に努めます。また、国の登録有形文化財建造物・旧生駒町役場庁舎を活用して、平成25年度に開館した「生駒ふるさとミュージアム」が郷土の歴史文化の普及と郷土愛の醸成を促し、親しみやすい施設となるよう指定管理者との連携に努め、文化財の保存・防災活動等に市民と行政が協働で進めるシステムの構築を目指します。

(5) 青少年の健全育成について

青少年の健全育成や非行防止のために、学校や家庭、関係機関と連携して、巡回指導等の青少年指導活動を行うとともに、家庭の教育力を高めるために家庭教育学級の実施や子どもの居場所作りの活動、また、青年層団体の活動支援など青少年健全育成活動、世代間交流等の施策を展開していきます。

(6) スポーツ振興について

競技スポーツをはじめ生涯スポーツの促進・実践都市を目指します。平成22年度に策定した「スポーツ振興基本計画」に掲げる基本目標のひとつである成人

及び子どもの週 1 回以上のスポーツ実施率を 50%及び80%にするよう努めていきます。また、だれもが、いつでも、スポーツを身近に感じられるよう、親子で楽しめるイベントの開催や、年齢を問わず取り組むことのできるスポーツ・レクリエーション活動等の交流イベントを実施します。さらに、スポーツ指導者の登録人数の増加をめざし、その活用により地域の生涯スポーツの振興に努めていきます。

本年度は市民体育館の耐震補強工事等を行い、市民が安心、安全に利用できる施設とします。

また、新たに、北部スポーツタウン構想の実現に向けて、北大和体育施設の移転・拡充を図るため、サンヨースポーツセンターを購入し、地域とともにスポーツを育む施設にしていきます。